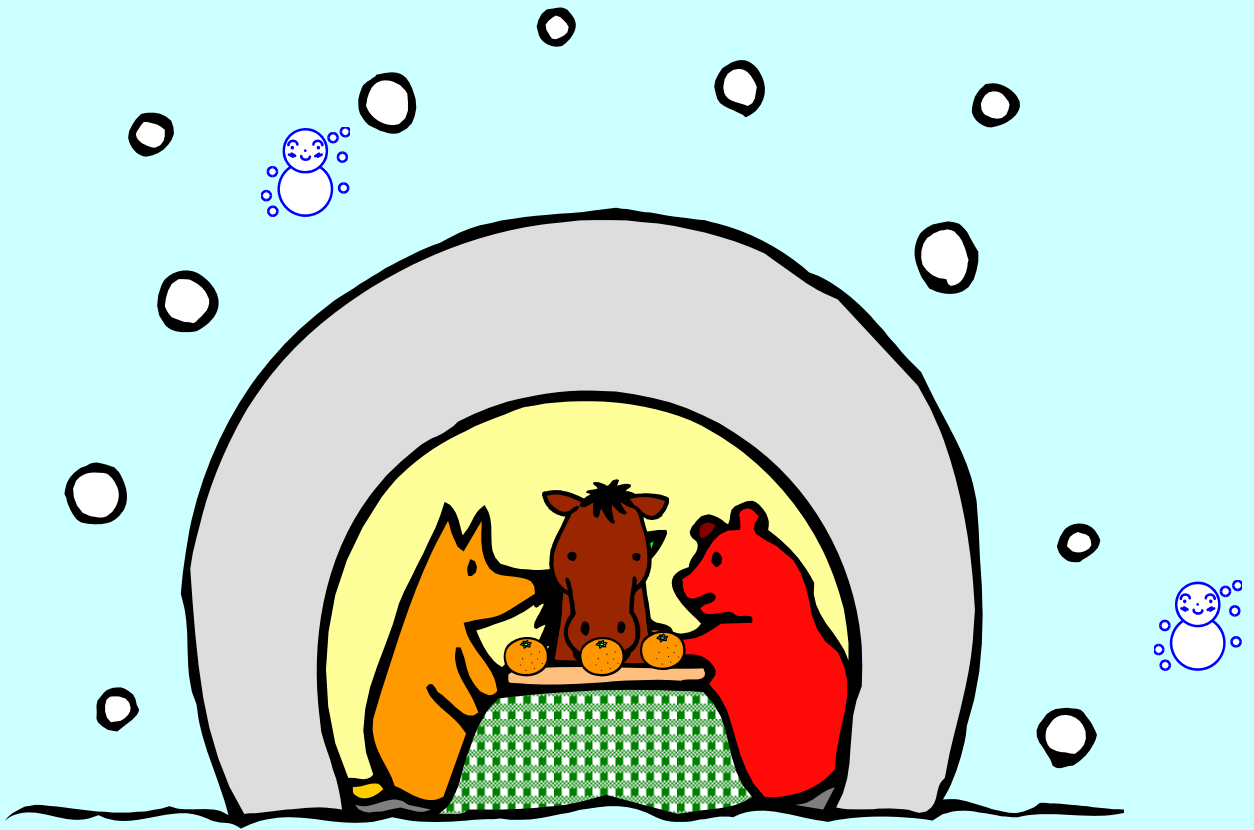


水田経営所得安定対策とは

(品目横断的経営安定対策から名称変更)

〔都府県の皆様用 H22. 4. 1版〕 Ver.2.1



農林水産省では、水田農業の体質を強化し、食料の安定供給、地域農業の維持・発展を図るため、平成19年4月から水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）を導入しました。

また、対策導入後に生産現場の皆さんから頂いた御意見を踏まえ、地域の実態により即したものとなるよう見直し・改善を行いました。

ここでは、本対策の内容について紹介しています。

○ 支援対象者

支援の対象となる担い手は、「認定農業者」又は「集落営農組織」で**一定の経営規模**（面積又は所得）を有することが要件です。なお、経営規模の要件については、**地域の実態に即した様々な特例・特認も準備**されています。

認定農業者

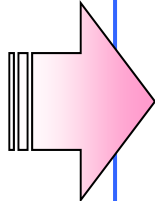


集落営農組織



〔5つの取組を行う集落営農が対象〕

- 農用地の利用集積目標の設定
- 規約の作成
- 共同販売経理
- 法人化計画の作成
- 主たる従事者の所得目標の設定



この他、対象となる担い手は、国が定める環境規範を遵守すること、対象農地を農地として利用することが必要です。

○ 支援の内容

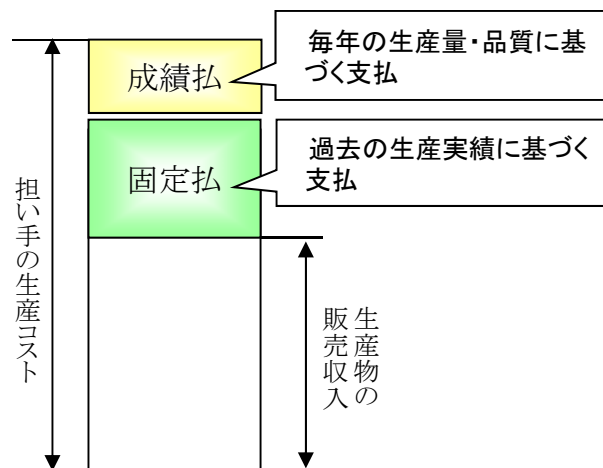
生産条件不利補正対策

（麦・大豆直接支払）

- ・ 生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てんします。
- ・ 豊作・不作に関わらず毎年一定額が支払われる「過去の生産実績に基づく支払（固定払）」と「毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）」の2つの支払があります。

〔※ 固定払は、平成16年から18年の3カ年に生産実績がある方が対象になります。〕

【対象品目は、麦、大豆の2品目】

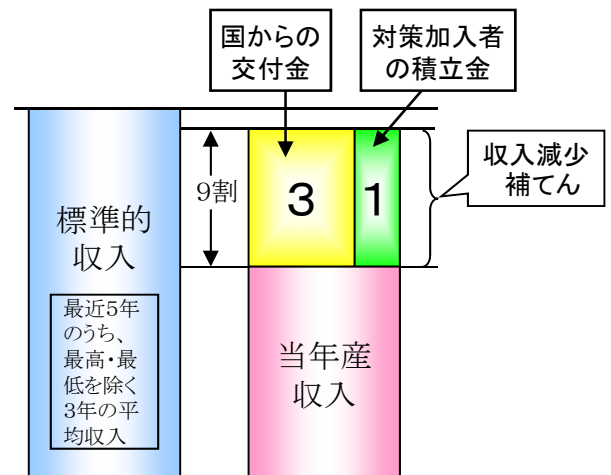


収入減少影響緩和対策

（収入減少補てん）

- ・ 当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、**減収額の9割を補てん**します。
- ・ 対策加入者にもあらかじめ一定額の積立金を拠出（20%の収入減少に備えた額が上限。）していただく必要があります。

【対象品目は、米、麦、大豆の3品目】



○ 経営規模要件

以下のいずれかに該当すれば対策に加入することができます。

① 面積要件(物理的特例で緩和)を満たす場合

原則は、認定農業者 4 ha、集落営農組織20haですが、**集落の農地が少ないなど**、物理的制約から規模拡大が困難な地域については、**面積要件が緩和**されています(物理的特例)。

地域ごとに設定	認定農業者	集落営農組織
	2.6ha～4ha	平場：12.8ha～20ha 中山間：10ha～20ha

※ 各地域ごとの基準は、農政事務所等にお問い合わせください。

② 所得特例を満たす場合

有機栽培や複合経営等により**十分な農業所得があれば対象**になります。

〔特例の要件〕

- ・ 対象者(集落営農組織の場合は、主たる従事者)の農業所得が市町村の目標農業所得の過半であること
- ・ 対象品目の収入、所得、面積のいずれかが経営全体の27%以上であること

③ 生産調整特例を満たす場合(集落営農に限ります。)

地域の**生産調整に取り組む組織**であれば**面積要件は大幅に緩和**されます。

〔特例の要件〕

- ・ 地域の生産調整面積の過半を受託している組織であること

〔基準〕

- ・ 地域ごとの生産調整率により基準が設定されています。
(下限：平場7ha、中山間：4ha)

④ 市町村特認の対象になる場合

地域農業の担い手として、熱意をもって営農に取り組んでおり、**市町村が認める者は対象**になります。

〔対象となる例〕


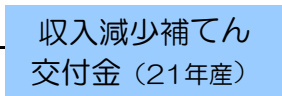






- ・ 地域水田農業ビジョンに位置付けられた認定農業者又は5つの取組を行う集落営農組織。
- ・ その他市町村が特に必要と認めた者。

※ 経営規模として算入できる面積

- 農地基本台帳上の現況地目が「田」と「畑」の合計です(樹園地、採草放牧地は除く。)
- 「権原」(所有権、賃借権等)を持っている面積のほか、基幹作業を行う等の条件を満たす「受託面積」も算入できます。

○ 加入手続等

◇ 22年産の手続は次のとおりです。

	申請手続	支払時期
22年4月	 <ul style="list-style-type: none"> ・21年産収入減少補てん交付申請（4/1～4/30） ・対策加入申請（全品目）（4/1～6/30） ・収入減少補てん積立申出（全品目）（4/1～6/30） ・固定払交付申請（4/1～9/30）※1 	
5月		
6月		
7月	 <ul style="list-style-type: none"> ・収入減少補てん積立金納付期限（7/31） 	
8月		
9月		
10月	 <ul style="list-style-type: none"> ・成績払交付申請（麦）※2 	
11月		
12月		
23年1月	 <ul style="list-style-type: none"> ・成績払交付申請（大豆）（～3/5） 	
2月		
3月		

- ※1 固定払の交付申請期限は9月30日までですが、4月1日以降早めに申請いただくことで交付金の早期支払が可能です。
- 2 麦の成績払は11月末までに申請いただくことで、交付金の年内支払が可能です。また、大豆と合わせて年明けに申請することも可能ですが、その場合交付金の支払は大豆と同時期となります。

詳しくは、農林水産省ホームページ／担い手と集落営農
[\(http://www.maff.go.jp/j/ninaite/\)](http://www.maff.go.jp/j/ninaite/)に掲載している「水田経営
 所得安定対策の概要」や「Q&A」をご覧ください。



「水田・畑作経営相談窓口」(農政安心ダイヤル)

「水田・畑作経営相談窓口」（愛称：**農政安心ダイヤル**）では、水田経営所得安定対策のほか、認定農業者制度、担い手支援施策等、国の制度や施策に関するご相談・ご要望を受け付けています。農業経営に関する個別のご相談も含め、お気軽にご連絡ください。

■ 農林水産本省 経営局 経営政策課 TEL 03-6744-2339 FAX 03-3502-6007

※ 受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の 10:00～18:00(12:00～13:00を除く)

■ 地方農政局、地方農政事務所にも設置されています。

TEL・FAX番号は、農林水産省ホームページ／担い手と集落営農

<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/> から御確認ください。

※ 受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の 9:00～17:00(12:00～13:00を除く)